



4. 目標達成に向けた主な取組

取組名及び取組内容は以下のとおりです。

- ① 豊富な観光資源の活用と観光コンテンツの開発の推進

重点1

世界遺産や豊富な歴史遺産の保全・活用、伝統的な鵜飼いの伝承、源氏物語のまちづくりの推進に取り組むとともに、お茶と宇治のまち歴史公園をお茶の京都エリアの玄関口とし、市内観光エリアの拡大や周遊性を高める観光施策に取り組めます。また、天ヶ瀬ダムを含む宇治川周辺の周遊性を高めるため、豊かな地域資源を活用し、宇治川右岸に点在する歴史や文化などにも目を向け、宇治川を基軸としながら川の魅力を発信するなど、それぞれのブランド力やストーリー性を活かした宇治の魅力を再発見できる仕掛けづくりに取り組めます。
- ② 効果的な情報戦略と広域的な連携によるプロモーション

WITHコロナ・POSTコロナにおける観光産業を支えるため、引き続き観光大使を活用した情報発信や、これまでの情報発信に加えて、プッシュ型の情報発信に取り組むとともに、SNS等を活用した旅行意欲調査等を行い、効果的な情報戦略に取り組む中で、国内外の観光客の誘致に努めます。また、京都市をはじめ、他市町村や他市観光協会、お茶の京都DMOなどと連携し、相互の地域の魅力を活かした観光プロモーションを実施します。
- ③ 観光客の受入環境の整備

重点1

市の情報発信や宇治学、年間行事を通して、市民が宇治市の魅力を体感し理解を深め、愛着を持つことにより、市全体で観光客を温かく迎え入れる意識を醸成します。また、観光客が必要な情報に簡単にアクセスできるようデジタル技術を活用し、WITHコロナ・POSTコロナに対応した観光案内機能を強化します。さらに、安全で安心な観光地づくりのため、災害時の観光客の避難誘導方法の確立等に取り組めます。

5. 関連する主な部門計画

1 宇治市観光振興計画

担当部署 産業観光部 観光振興課

2013 年度～2022 年度



序論 基本構想 第1期 中期計画 参考資料

1 諮問書	168
2 答申書	169
3 宇治市第6次総合計画第1期中期計画の策定経過	170
4 宇治市総合計画審議会設置条例	171
5 宇治市総合計画審議会運営規則	172
6 宇治市総合計画審議会委員名簿	173
7 成果指標一覧	174
8 用語解説	184

1 諮問書

2 字政経第 2 9 4 号
令和 2 年 1 2 月 2 6 日

宇治市総合計画審議会委員長 様

宇治市長 松村 淳子



宇治市総合計画の策定について（諮問）

宇治市総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

宇治市総合計画の策定について貴審議会の意見を問う。

2 答申書

令和4年1月31日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市総合計画審議会
委員長 真山 達志



宇治市第6次総合計画の策定について（答申）

令和2年12月26日付2字政経第294号により諮問を受けた、宇治市総合計画の策定について、総合計画審議会で慎重に審議を行った結果、別冊のとおり答申いたします。

第6次総合計画は、人口減少や少子高齢社会の一層の進行が見込まれるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大、ICTの発達など急速に変化する社会情勢等の中で、これからの新しい時代のまちづくりを進め、実現するための方向性を示す大変重要な計画であり、計画の策定には、非常に大きな意義があると考えています。

そうした中で、第6次総合計画では、これまで引き継がれてきた宇治の良さを継承しながら、新しいまちを市民と共に創るため、「一人ひとりが輝き 伝統いふまと新たな息吹を紡ぐまち・宇治」を目指す都市像として新たに設定しています。

さらに、都市像の実現に向け、様々な取組の基礎となる「まちづくりの土台となる取組」の設定や、当面の課題への対応など、中期計画期間中に特に力を入れて取り組む分野横断的・組織横断的な施策を「重点施策」として設定するなど、長期的な展望を示しつつ、時代の変化に対応しながら、実現性のある計画として取りまとめたところです。

今後、第6次総合計画に示したまちづくりを進めるため、市民等との連携・協働のもと、審議会での意見や審議経過も十分に踏まえ、効果的な取組を推進し、着実に計画の実現が図られるよう要望いたします。

3 宇治市第6次総合計画第1期中期計画の策定経過

2020(令和2)年度			
月	日	事項	内容
7	30	市議会総務常任委員会	市民公募委員の募集について
8	1	市民公募委員募集(～8月21日まで)	
10	1	市議会総務常任委員会	総合計画の策定について
12	26	総合計画審議会第1回全体会	審議会委員の委嘱 総合計画の策定について

2021(令和3)年度			
月	日	事項	内容
4	17	市民アンケート調査(～5月9日まで)	
4	28	総合計画審議会第2回全体会	基本構想の策定について
6	8	総合計画審議会第3回全体会	基本構想の方向性(案)について 中期計画の取組について
6	23	市議会総務常任委員会	基本構想の方向性(案)について
9	7	総合計画審議会第4回全体会	基本構想(案)について 中期計画重点施策(案)について
9	22	市議会全員協議会	基本構想(案)について 中期計画重点施策(案)について
10	1	パブリックコメント(～10月30日まで)	基本構想(初案)
11	14 29	総合計画審議会第1回専門部会	中期計画重点施策(案)について
12	4 12	総合計画審議会第2回専門部会	中期計画(案)について
12	16	市民ワークショップ (南宇治コミュニティセンター)	宇治市のまちづくりについての意見交換
12	17	市民ワークショップ (西小倉コミュニティセンター)	宇治市のまちづくりについての意見交換
12	20	市民ワークショップ (槇島コミュニティセンター)	宇治市のまちづくりについての意見交換
12	23	総合計画審議会第5回全体会	第6次総合計画(案)について
12	24	市議会全員協議会	第6次総合計画(案)について パブリックコメントの報告
12	24	市民ワークショップ (東宇治コミュニティセンター)	宇治市のまちづくりについての意見交換

2022(令和4)年度			
月	日	事項	内容
1	27	総合計画審議会第6回全体会	第6次総合計画(案)について
1	31	総合計画審議会の答申	審議会を代表し委員長から市長へ答申
2	1	市議会全員協議会	第6次総合計画審議会答申について
2	4	庁議	第6次総合計画の策定について
2	17	市議会全員協議会	第6次総合計画基本構想について

4 宇治市総合計画審議会設置条例

昭和47年3月31日
条例第5号
改正 昭和47年12月27日条例第32号
昭和48年4月4日条例第14号
昭和53年9月29日条例第32号
平成10年6月29日条例第26号
平成17年3月31日条例第14号
平成21年3月31日条例第6号
平成29年1月30日条例第1号

(設置)
第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として宇治市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、宇治市総合計画の調整その他実施に関し必要な調査及び審議を行ない、市長に答申する。
(組織)
第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験を有する者
(2) 関係団体の役職員
(3) 公募により選出された者
(委員長及び副委員長)
第4条 審議会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(委員の任期)
第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会議)
第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)
第7条 市長は、必要があると認めるときは、専門的な調査研究に従事する専門委員を委嘱することができる。
2 前項の場合において、市長は、第3条第2項第1号に規定する学識経験を有する者を専門委員に委嘱することができる。
3 専門委員は、審議会の会議に出席し、意見を述べることができる。
(専門部会)
第8条 委員長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもつてあてる。
3 部会に属する委員は、委員長が指名する。(意見の聴取)
第9条 委員長は、審議会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。
(庶務)
第10条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。
(委任)
第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。
附 則
1 この条例は、公布の日から施行する。
2 平成21年4月1日から平成23年2月18日までの間に委嘱される委員の任期に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「平成23年2月18日まで」とする。
附 則(昭和47年条例第32号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(昭和48年条例第14号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(昭和53年条例第32号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成10年条例第26号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成17年条例第14号)
この条例は、平成17年4月1日から施行する。
附 則(平成21年条例第6号)
この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成29年条例第1号)
この条例は、公布の日から施行する。

5 宇治市総合計画審議会運営規則

昭和47年4月14日
規則第10号

改正 昭和48年5月4日規則第20号
平成13年8月24日規則第40号

- (目的)
- 第1条 この規則は、宇治市総合計画審議会設置条例(昭和47年宇治市条例第5号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、宇治市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。
- (専門部会の運営)
- 第2条 条例第8条の規定に基づき設置する専門部会(以下「部会」という。)に部会長および副部会長各1人を置く。
- 2 副部会長は、部会に属する委員(以下「部会員」という。)の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過および結果について審議会委員長に報告しなければならない。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 審議会委員長及び副委員長は、随時部会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 7 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (参与)
- 第3条 審議会に参与若干名を置くことができる。
- 2 参与は、宇治市職員のうちから市長の事務部局にあつては市長が任命し、市長の事務部局以外の部局にあつてはそれぞれの任命権者が市長と協議のうえ任命する。
- 3 参与は、審議会委員長または部会長の命を受け、会議の運営の補助にあたる。
- (委任)
- 第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和48年規則第20号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成13年規則第40号)
- この規則は、公布の日から施行する。

6 宇治市総合計画審議会委員名簿

	氏名	主な役職	摘要
学識経験者	酒 井 久美子	京都ノートルダム女子大学現代人間学部 准教授	
	白 須 正	龍谷大学政策学部 教授	
	塚 口 博 司	立命館大学理工学部 特別任用教授	
	築 山 崇	京都府立大学 名誉教授	
	牧 紀 男	京都大学防災研究所社会防災研究部門教授	
	真 山 達 志	同志社大学政策学部 教授	委員長
関係団体役職員等	鵜ノ口 悟	南山城地区労働者福祉協議会 事務局長	
	奥 西 隆 三	社会福祉法人宇治市社会福祉協議会 会長	
	川 口 龍 雄	京都府山城広域振興局 局長	令和3年3月31日まで
	稲 垣 勝 彦	京都府山城広域振興局 局長	令和3年4月28日から
	小永井 宏 子	宇治市国際親善協会 副会長	
	城 市 哲	ソフトバンク株式会社 参与	
	多 田 重 光	公益社団法人宇治市観光協会 専務理事兼事務局長	
	多 田 ひろみ	宇治市女性の会連絡協議会 会長	副委員長
	土 井 邦 紘	一般社団法人宇治久正医師会 監事	
	長谷川 理生也	宇治商工会議所 専務理事	
	服 部 広 志	株式会社京都銀行 宇治支店長	令和3年7月16日まで
	小 林 幸 大	株式会社京都銀行 宇治支店長	令和3年9月7日から
	平 田 研 一	一般財団法人宇治市スポーツ協会 会長	
	松 本 嘉 一	宇治市連合喜老会 会長	
	吉 田 利 一	京都やましろ農業協同組合 副組合長理事	
	吉 村 優 一	一般社団法人宇治青年会議所 専務理事	令和3年11月22日まで
	矢 野 孝 幸	一般社団法人宇治青年会議所 理事	令和3年12月4日から
	渡 邊 智 美	宇治市連合育友会 副会長	令和3年3月31日まで
	竹 内 理	宇治市連合育友会 副会長	令和3年4月28日から
市民公募委員	相 川 道 代	市民公募委員	
	下 川 浩 正	市民公募委員	
	薄 田 徹	市民公募委員	
	高 田 悦 子	市民公募委員	
	谷 口 宜 秀	市民公募委員	
	寺 川 徹	市民公募委員	
	日 野 真 代	市民公募委員	
	向 山 ひろ子	市民公募委員	
	安 井 大 斗	市民公募委員	
	山 本 互	市民公募委員	

7 成果指標一覧

まちづくりの方向1
安全・安心に住み続けられるまち

分野名	指標名	現状値 2020 (R2)	目標値 2025 (R7)	成果指標の設定理由	目標値の設定理由	算定式・出典
01 災害に強いまちづくりの推進	1 自主防災組織の組織率	74.7%	85.0%	市民の防災意識向上度を把握するため	自主防災組織が未結成の地域に対し組織化を促進するため	自主防災マニュアル作成団体数÷市内町内会数×100
	2 防災出前講座等の開催数	91回 (R1)	110回	市民の防災意識向上度を把握するため	地域防災力の向上に向けた啓発を促進するため	担当課調べ
	3 宇治市の住宅の耐震化率	90.4%	95.0%	地震により想定される被害を軽減し、市民の生命と財産を保護するため	耐震化の必要性が高いため	住宅・土地統計調査
	4 市有建築物の耐震化率	98.6%	100.0%	地震時に避難・防災拠点となる建築物が多いため	耐震化の必要性が高いため	所管課別 耐震化率集計表より
	5 河川・排水路の改修整備	108箇所	130箇所	河川・排水路改修の進捗状況の把握	治水能力向上を確認するため 例年実績及び財政状況	例年実績により算出 4箇所/年
	6 雨水流出抑制施設貯留量	24,000m ³	35,500m ³	10年確率降雨に対する浸水対策の進捗状況の把握	浸水対策として、平成20年度より整備を行ってきた小中学校のグラウンド貯留及び雨水地下貯留施設の貯留量	「宇治市公共下水道事業経営戦略」、「宇治市公共下水道整備・再構築計画」、「宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画」に基づき設定
	7 西宇治地域における概ね10年に1回程度発生する降雨に対する浸水箇所解消率	24.5%	60.0%	10年確率降雨に対する浸水対策の進捗状況の把握	雨水地下貯留施設の整備や排水路改良等の浸水対策を計画的に行うため	「宇治市公共下水道事業経営戦略」、「宇治市公共下水道整備・再構築計画」、「宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画」に基づき設定
02 犯罪や事故が起こりにくい地域づくりの推進	1 安全管理団体登録者数	1,190人	1,200人	全ての小学校区に設置され、子どもや地域の見守り活動を行うなど、地域防犯力の向上において、大きな役割を担っている	メンバーの高齢化や固定化、担い手不足が課題となっており、維持に努める	安全管理団体の構成人数
	2 防犯カメラの整備台数	60台	190台	防犯カメラの設置により、体感治安の向上や、地域防犯力の向上につながる	カメラ1台あたり人口比率において1,000人/台を目標として設定	【既存事業】自治会等設置補助（12台/年） 【新規事業（R4-R6）】重点施策（22台/年×3年）
	3 「社会を明るくする運動」への参加者数	8,258人	8,500人	啓発事業の実施により、理解の拡がりにつなげ、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指す	啓発事業の参加者数であり、維持に努める	小中学生の標語＋作文＋街頭啓発 (3,000+5,000)＋400＋100
	4 消費生活相談件数	1,195件	1,200件	センターの認知度と関連するため	年度により差があるものの消費生活相談窓口の周知と必要な支援につなげるため、現状水準より上回る値をキープする	担当課調べ
	5 出前講座実施回数	31回	40回	消費者啓発の活動状況を示すため	市民ニーズを把握するために月4回（週1回程度）を消費生活市民講座等の開催月を除く10月で実施する	担当課調べ
	6 交通事故発生件数	283件	200件	交通事故ゼロを目指す取組を進める	各種対策により交通事故件数は減少傾向にあるが、事故ゼロは目指すべきもの	担当課調べ。京都府警察本部発表による
03 消防・救急体制の充実	1 町内会・自治会への防火啓発	737回 (R1)	800回	防火意識の向上を図るため	令和元年が最多回数であったため、それを維持する	担当課調べ
	2 住宅用火災警報器の普及	80.0%	100.0%	住宅用火災警報器の設置率100%を目指すため	住宅火災において早期発見により被害の軽減のため、全世帯の設置を目指している	担当課調べ
	3 普通救命講習の実施	1,452人 (R1)	2,000人	救命の連鎖を途切らせない環境づくりのため	過去5年間で1,000人台で推移しているため	担当課調べ
	4 消防団員の確保（条例定数393人）	373人	393人	消防団活動の充実強化のため	条例定数を目標にする	担当課調べ
04 脱炭素社会へのチャレンジ	1 宇治市域における温室効果ガス排出量	84.6万t (H30)	75.25万t (R5)	脱炭素の取組を進める	2013年度の温室効果ガス排出量115.2万tを、2030年度までに62.2万tまでに削減（46％減）する 現段階で、2018年度の数値84.6万tが出ているため、2019年度から2030年度までで按分した数値	「地域脱炭素ロードマップ」（国）に基づき、2030年度までに2013年度比で46％の温室効果ガスを削減
	2 エコ・アクション・ポイント登録者数	— (R4から実施)	1万人	市民・事業者の意識改革・行動変容を起こす	より多くの市民が登録し、脱炭素につながる行動をしてもらう	初年度である令和4年度は人口（乳幼児等を除く）の約2％、それ以降は毎年1％の登録を目指す
	3 家庭系ごみ（可燃・不燃ごみ）1人1日あたりの平均排出量	468g	400g	循環型社会を目指し、ごみの減量化・資源化に取り組むため	宇治市第3次ごみ処理基本計画の目標値達成を目指すため	宇治市第3次ごみ処理基本計画の目標値に基づき設定
	4 事業系ごみ1日あたり平均排出量	34.9t (H30)	33.7t (R5)	循環型社会を目指し、ごみの減量化・資源化に取り組むため	宇治市第3次ごみ処理基本計画の目標値達成を目指すため	宇治市第3次ごみ処理基本計画の目標値に基づき設定
	5 リサイクル率	19.8%	25.0%	循環型社会を目指し、ごみの減量化・資源化に取り組むため	宇治市第3次ごみ処理基本計画の目標値達成を目指すため	宇治市第3次ごみ処理基本計画の目標値に基づき設定
	6 環境教育・出前講座実施回数	49回	85回	環境に対する意識を醸成するため	環境教育はもとより、市民向けの出前講座をより充実させるため	これまでの実績により算出
05 上下水道の基盤強化	1 浄水施設の耐震化率（水道施設）	74.4%	82.0%	水道施設における耐震化の推進施策	水道施設の耐震化向上のため	耐震化浄水施設能力÷全浄水施設能力 厚生労働省 水道事業における耐震化の状況
	2 配水池の耐震化率（水道施設）	38.3%	42.0%	水道施設における耐震化の推進施策	水道施設の耐震化向上のため	耐震化配水池有効容量÷全配水池有効容量 厚生労働省 水道事業における耐震化の状況
	3 基幹管路の耐震適合率（水道施設）	25.2%	29.0%	水道施設における耐震化の推進施策	水道施設の耐震化向上のため	耐震適合性のある基幹管路延長÷基幹管路総延長 厚生労働省 水道事業における耐震化の状況
	4 公共下水道普及率（下水道の整備率）	96.5%	99.3%	公共水域の水質保全のため	都市計画区域内における整備すべき都市施設の一つとして定めているため	処理区域内人口÷計画区域内人口
	5 公共下水道人口接続率（水洗化の割合）	88.4%	92.0%	公共下水道が整備された地区の接続状況を把握するため	公共下水道使用料収入の確保を図るため	接続人口÷処理区域内人口×100
	6 雨水流出抑制施設貯留量 ※再掲 分野1	24,000m ³	35,500m ³	10年確率降雨に対する浸水対策の進捗状況の把握	浸水対策として、平成20年度より整備を行ってきた小中学校のグラウンド貯留及び雨水地下貯留施設の貯留量	「宇治市公共下水道事業経営戦略」、「宇治市公共下水道整備・再構築計画」、「宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画」に基づき設定

まちづくりの方向1
安全・安心に住み続けられるまち

分野名	指標名	現状値 2020 (R2)	目標値 2025 (R7)	成果指標の設定理由	目標値の設定理由	算定式・出典
06 夢と希望を叶える 子育て環境の充実	7 西宇治地域における概ね10年に1回程度発生する降雨に対する浸水箇所解消率 ※再掲 分野1	24.5%	60.0%		10年確率降雨に対する浸水対策の進捗状況の把握	「宇治市公共下水道事業経営戦略」、「宇治市公共下水道整備・再構築計画」、「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」に基づき設定
	1 保育所・認定こども園の待機児童数(各年4月1日) ※国定義後の値	0人	0人			国の「保育所等利用待機児童数調査」
	2 子育ての環境や支援への満足度(未就学児・小学生の保護者)	未就学児 小学生 30.0%、22.6% (H30)	未就学児 小学生 40.0%、30.0% (R5)		平成27年度以降計画に基づき施策を実施してきており、ニーズ調査の質問項目にあり経年で確認できるため	5段階の満足度評価のうち、満足度の高い5、4を少しでも増やすため
	3 子育てをする上で気軽に相談できる人や場所がある(ある)割合(保護者の割合)	就学前児童 92.4% 小学生 87.9% (H30)	就学前児童 95.0% 小学生 90.0% (R5)		平成27年度以降計画に基づき施策を実施してきており、ニーズ調査の質問項目にあり経年で確認できるため	可能な限り、相談できる人や場所がある(ある)人を増やしたいと考えているため
	4 地域の人々と付き合いがあり親しい(「やや親しい」含む)人の割合	就学前児童 28.3% 小学生 34.6% (H30)	就学前児童 35.0% 小学生 45.0% (R5)		平成27年度以降計画に基づき施策を実施してきており、子育て世代と地域とのつながりを把握する指標として、ニーズ調査の質問項目にあり経年で確認できるため	子育て世代と地域とのつながりをより強化する必要があるため
07 子どもの成長・発達への 総合的な支援	1 乳幼児健康診査受診率	94.8%	100.0%		健診結果に基づく保健指導及び育児支援が重要なため	すべての子どもの成長・発達を確認する必要があるため
	2 新生児訪問等実施率	92.6%	100.0%		新生児期に全戸訪問を実施することにより、妊婦の全数面談とあわせた切れ目のない支援につながるため	乳幼児健康診査(3か月児・10か月児・1歳8か月児・3歳児)の受診者数÷対象者数×100
08 確かな学力と豊かな人間性を 育む学校教育	1 全国学力・学習状況調査【小6】 国語：D・C層の割合	D層：24.1% C層：16.3% (R3)	D層：20.9%以下 C層：17.9%以下 (R3の全国平均)			全国学力・学習状況調査より
	全国学力・学習状況調査【小6】 算数：D・C層の割合	D層：23.6% C層：26.4% (R3)	D層：21.5%以下 C層：25.0%以下 (R3の全国平均)			全国学力・学習状況調査より
	2 全国学力・学習状況調査【中3】 国語：D・C層の割合	D層：21.1% C層：22.1% (R3)	D層：18.7%以下 C層：20.0%以下 (R3の全国平均)			全国学力・学習状況調査より
	全国学力・学習状況調査【中3】 数学：D・C層の割合	D層：23.1% C層：33.2% (R3)	D層：18.6%以下 C層：31.0%以下 (R3の全国平均)			全国学力・学習状況調査より
	3 幼小合同研修講座・幼児教育研修講座への参加者数	101人 (R1)	131人		研修参加者数の増加により、教育の質の向上の指標とする	R1をベースとして、各施設類型より毎年1人増加として5年で30人増(公幼保・私幼・民保・認定園・小)
	4 在籍児童生徒数に占める問題行動を起こした実人数の割合	小：2.40% 中：7.27% (R1)	小：2.40%未満 中：7.27%未満		生徒指導やいじめなどの問題解決のため、学校現場への指導・助言やサポートが効果的に行われているか確認するため	市教委としては、すべての問題事象について減少させる目標を設定し、学校支援チームの支援などにより、基準値より低い出現率を目指す
	5 在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合	小：0.77% 中：3.11% (R1)	小：0.77%未満 中：3.63%未満 (R1の京都府平均)		不登校対策事業・UJふれあい教室などにより行っている不登校対策が効果的に行われているかを確認するため	不登校の要因の多様化や低年齢化など増加する要素が強く、現実的な目標の設定として、府の出現率を下回ることを目指す
09 豊かな教育を推進するための 学校環境整備	1 長寿命化改修(屋上改修・外壁補修等)の実施	0校	3校		児童生徒の学習環境の維持及び安全確保のため、計画に沿った改修が実施できているか確認するため	計画的に改修を進めるための目標の設定として、3校の改修完了を目指す
	2 体育館等非構造部材耐震改修率	34.1%	100.0%		児童生徒の学習環境の維持及び安全確保のため、計画に沿った改修が実施できているか確認するため	計画的に改修を進めるための目標の設定として、全対象施設の改修完了を目指す
	3 学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う割合	小6：94.1% 中3：93.6% (R3)	小6：100.0% 中3：100.0%		ICTの特性や強みを生かし、児童がいつでもどこでも、必要な場面でICT機器を学習に効果的に使えるように環境を整備するため	ICT機器を学習のツールとして効果的に活用することで、個別最適な学びを実現するため、100%を目指す
	4 中学校給食の実施	0校	全校 (R8)		心身の健全な発達及び食育の推進のため、中学校でも栄養バランスの取れた完全給食を全員喫食により実施していくため	全中学校での給食開始時期に差異が生じないよう、全校実施を目指す
10 家庭・学校・地域の 連携・協働促進	1 地域学校協働活動(放課後子ども教室を含む)の取組事業数	3事業	155事業		家庭・学校・地域が連携・協働した活動の実施により、コミュニティ・スクールが推進し、効果的に運営されていることを確認するため	積算 (5事業×31校)
	2 学校の授業時間以外の勉強時間が平日1日あたり30分に満たない子どもの割合(全国学力・学習状況調査)	小6：19.9% 中3：15.9% (R3)	小6：13.0%以下 中3：9.9%以下 (R3の全国平均)			全国学力・学習状況調査より

分野名	指標名	現状値 2020 (R2)	目標値 2025 (R7)	成果指標の設定理由	目標値の設定理由	算定式・出典
11 市民主体の地域づくりの推進	1 地域コミュニティに対して「満足」と回答した人の割合	16.4% (R3)	20.0%	地域コミュニティの活性化の度合いを図る指標として、市民アンケートにより満足度を経年で確認できるため	地域が活性化する取組を進め、地域コミュニティに対する市民満足度の増加を目指している	総合計画市民アンケート (R3)
	2 市民参画に対して「満足」と回答した人の割合	8.8% (R3)	20.0%	市民がまちづくりに参加できる仕組みづくりの進捗を図る指標として、市民アンケートにより満足度を経年で確認できるため	市民がまちづくりに参加できる仕組みづくりを進め、市民参画に対する市民満足度の増加を目指している	総合計画市民アンケート (R3)
	3 地域コミュニティ活性化意見交換会の実施	70団体	261団体	地域との意見交換を行いながら、地域コミュニティの活性化及び地域による主体的な集会所運営等に向けた取組を進めるため	公立集会所運営委員会の全団体数を目標値としている	実績
	4 子育ての環境や支援への満足度 (未就学児・小学生の保護者) ※再掲 分野6	未就学児 小学生 30.0%、22.6% (H30)	未就学児 小学生 40.0%、30.0% (R5)	平成27年度以降計画に基づき施策を実施してきており、子育ての環境や支援に対する満足度をニーズ調査により経年で確認できるため	子育てに関する取組を進め、子育て世代が住みたいと思えるまちを目指している	第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査
	5 地域の人々と付き合いがあり親しい(「やや親しい」含む)人の割合 ※再掲 分野6	就学前児童 28.3% 小学生 34.6% (H30)	就学前児童 35.0% 小学生 45.0% (R5)	平成27年度以降計画に基づき施策を実施してきており、子育て世代と地域とのつながりを把握する指標として、ニーズ調査の質問項目にあり経年で確認できるため	子育てをきっかけとして地域全体が活性化する環境づくりを進めることが必要であり、子育て世代と地域とのつながりの増加を目指す	第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査
	6 地域学校協働活動(放課後子ども教室を含む)の取組事業数 ※再掲 分野10	3事業	155事業	家庭・学校・地域が連携・協働した活動の実施により、コミュニティ・スクールが推進し、効果的に運営されていることを確認するため	地域と学校により実施内容については様々となることが考えられるが、見守り活動、学習支援活動など市教委として各校で実施してもらいたい事業数を設定している	積算 (5事業×31校)
	7 体育振興会の加入世帯数 ※再掲 分野17	市内世帯の43.6% (32,848世帯/ 75,258世帯)	市内世帯の50.0%	スポーツを通じた地域の活性化を主な取組みの一つとしているため	人口減少等により体育振興会加入世帯が減少傾向にあるが、積極的な地域への関わりを通じ、全世帯の50%の同会への加入を目標としている	体育振興会からの報告書
12 ともに支え合う 地域共生社会の実現	1 宇治ボランティア活動センター登録者数	48団体・1,055人	50団体・1,250人		ボランティア意識の高まりを把握するため	第5次第3期中期計画から現状値までの増加数(参考：H28 46団体863人)を元に目標値を設定
	2 学区福祉委員数	1,382人	1,400人		学区福祉委員会の活動状況を把握するため	減少傾向が続いている中で、現状維持として目標値を設定
	3 就労支援を活用して就労した件数	71人	110人		生活困窮者の経済的自立の状況を把握するため	担当課調べ
13 健康づくりの推進と 年金・医療保険制度の充実	1 健康寿命	男性 80.8歳 (R1) 女性 85.1歳 (R1)	プラス1歳	本計画方針が「健康寿命の延伸」であるため	予防・健康づくりの推進の目安として健康寿命の延伸を設定 国の健康寿命延伸プランは、2040年までに3年以上延伸を目標としている。京都府保健医療計画(きょうと健やか21第3次H30～)において、健康寿命の延伸を1年と設定している 国・府の健康寿命の算定方法とは違う方法であるが、全国統一された統計データが毎年安定して取得できるためこちらの指標を使用する 平均自立期間が、H28～R1で女性が1.1、男性が0.5伸びているため、平均して5年後に1歳とした	介護保険データを基に、40歳以上の要介護2以上認定者を不健康とみなし、日常生活動作が自立している期間の平均として表す 出典:平均余命と介護保険(要介護2以上)認定者数からみる府内市町村別の平均自立期間平成24～令和元年 令和3年9月 京都府健康対策課
	2 特定健診受診率 がん検診受診率(胃・肺・大腸・乳・子宮)	特定健診 40.9% (R1) がん検診 1.7～14.0% (R1)	特定健診 49.9% (R5) がん検診 4.7～17.0% (R5)	受診率が向上することにより、生活習慣病の早期発見と治療につながり、健康寿命の延伸、市民のQOL維持・向上、医療費の適正化につながるため	現状値に即して設定	(特定健診)R1現状値より単年度あたり3%増を見込む (がん検診)R1現状値より単年度あたり1%増を見込む 出典はいずれも「データヘルスの取り組みについて中間評価」
	3 健康づくり・食育アライアンス加入団体数	63団体	100団体	地域活動等で市民が健康づくりや食育について学ぶ機会を充実させるために、行政や団体同士で協働して取り組める機会を増やすためにも団体数を増やすことが必要なため	毎年概ね10団体ずつの増加を目標としている	担当課調べ
	4 自分の健康のために心がけていることがある人の割合	青年期 57.4% 壮年前期 65.1% 壮年後期 72.2% 老年期 73.8%	青年期 60.0% 壮年前期 70.0% 壮年後期 80.0% 老年期 80.0%	健康寿命の延伸への意識の高まりを把握するため	各ライフステージ毎に設定した重点的な取組みを進めた目安とするため、青年期・壮年前期70%、壮年後期・老年期80%を目標として目指す	宇治市健康づくり・食育推進計画における中間評価時のアンケート結果
	5 特定保健指導実施率	18.2% (R1)	27.2% (R5)	受診率が向上することにより、生活習慣病の早期改善と健康の保持増進、重症化予防につながり、健康寿命の延伸、市民のQOL維持・向上、医療費の適正化につながるため	現状値に即して設定	R1現状値より単年度あたり3%増を見込む 出典:「データヘルスの取り組みについて中間評価」
	6 国民健康保険料収納率(現年分)	95.11%	95.74%	京都府下の市町村、国保組合も含めた京都府全体の保険料収納率の平均値(令和元年度)であるため	令和2年4月から、京都地方税機構に滞納保険料の徴収事務を移管したことから、京都府全体の収納率の平均値を目指す	令和元年度国民健康保険事業概要(京都府)
	7 国民健康保険の市町村別医療費地域差指数(全国平均=1.000)	1.006 (R1)	1.000以下	全国の市町村の医療費の平均値であるため	特定健康診査及び特定保険指導、医療費通知、ジェネリック通知など、国保被保険者の健康の維持・増進、医療費適正化の取組の効果を、全国平均と比較することで、客観的に確認できるため	令和元年度国民健康保険事業概要(京都府)
	1 喜老会クラブ数	58団体	63団体	生きがいをもち、社会参加されている高齢者の活動状況を把握するため	生活様式や趣味の多様化等により、クラブ数・会員数ともに減少傾向にあるが、高齢者が喜老会活動に参加しやすいよう、団体数の増加を目指すため	生活様式や趣味の多様化等により、クラブ数・会員数ともに減少傾向にあるが、高齢者が喜老会活動に参加しやすいよう、団体数の増加を目指す
14 生きがいの持てる 健康長寿社会の実現	2 高齢者アカデミー卒業者数	118人	193人	生きがいをもち、社会参加されている高齢者の活動状況を把握するため	学びと交流を通して、地域活動へつなげていくための目安とするため	過去5か年平均19.2人を切り上げ、年間20人を目標
	3 生きがいのある人の割合 ①第1号被保険者 ②第2号被保険者 ③要支援認定者・総合事業対象者	①58.7% ②62.4% ③47.4%	増加させる	生きがいを持つことが生活機能の低下を防止し、介護予防にもつながることから、宇治方式地域包括ケアシステムの進捗目安の一つとするため	宇治市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画で目標設定(現状値より増加させる)	宇治市これからの高齢者の暮らしに関する調査(3年ごとに実施)
	4 認知症あんしんサポーター養成講座累計参加者数	19,043人	23,000人	市民が正しく認知症を理解していることに関する普及状況を把握するため	「認知症の人にやさしいまち・うじ」推進に向けて市民への啓発状況の目安とするため	令和2年度養成者数実績が730人であり、新規養成者数を年間800人程度と見込んでいる
	5 地域密着型サービスの整備施設数	52箇所	61箇所	地域の介護サービスの整備状況を把握するため	2040年の高齢化のピークを見据え、介護サービスの段階的な整備を促進するため	R2・3は実績、R4・5は第8期計画、R6はR5をスライド、R7は将来推計による各サービス見込から必要整備量を逆算 出典:宇治市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、地域包括ケア見える化システム将来推計
	6 介護保険サービスの満足度 ①要支援認定者・総合事業対象者 ②要介護認定者	①58.1% ②53.3%	増加させる	今後も増加が見込まれる介護需要に対応するため、介護サービス基盤の整備を進めると同時に、サービスの質の向上を目指し、その進捗目安の一つとするため	宇治市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画で目標設定(現状値より増加させる)	宇治市これからの高齢者の暮らしに関する調査(3年ごとに実施)

分野名	指標名	現状値 2020 (R2)	目標値 2025 (R7)	成果指標の設定理由	目標値の設定理由	算定式・出典
15 障害者が暮らしやすい まちづくりの推進	1 訪問系サービスの利用量(各年度3月分)	19,036時間	41,954時間	訪問系サービスの利用状況を把握するため	障害者のニーズに応じたサービス提供に対応するため	担当課調べ
	2 日中活動系サービスの利用量(各年度3月分)	20,388日	24,036日	日中活動系サービスの利用状況を把握するため	障害者のニーズに応じたサービス提供に対応するため	担当課調べ
	3 計画相談支援の利用人数(各年度3月分)	1,065人	1,557人	計画相談支援の利用状況を把握するため	障害者のニーズに応じたサービス提供に対応するため	担当課調べ
16 市民が学べる環境の充実	1 生涯学習講座の参加者数	11,252人 (R1)	12,000人	生涯学習推進の底上げを図る数値	令和元年度の参加者数を基準に毎年度1講座(30人×5館)ずつ増加させる	担当課調べ(生涯学習C、公民館の講座参加者数)
	2 人材バンク活用件数	43件 (R1)	65件	生涯学習の循環を明らかにするため	登録者数増(85→130)＋利用率アップ(38.6%→50%)	登録者アンケート
	3 蔵書更新率	5.2%	5.5%			
	4 図書館の利用しやすさ「満足」の回答数(利用者アンケート)	53.2%	55.0%			
17 スポーツを通じた まちづくりの推進	1 スポーツに対して「満足」と回答した人の割合	15.1% (R3)	20.0%	市民のスポーツに対する満足度を図る指標として、市民アンケートにより経年で確認できるため	スポーツの機会の提供などの取組を進め、スポーツに対する市民満足度の増加を目指している	総合計画市民アンケート (R3)
	2 成人で週1回以上スポーツをする人の割合	60.7% (R3)	70.0%	国の計画(R4-8)と共通の指標となっておりスポーツ推進の包括的な目標として適切と考えるため	国・の目標値(R4-8)と同じ	第3期スポーツ基本計画(国)
	3 体育振興会の加入世帯数 ※再掲 分野11	市内世帯の43.6% (32,848世帯/ 75,258世帯)	市内世帯の50.0%	スポーツを通じた地域の活性化を主な取組みの一つとしているため	人口減少等により体育振興会加入世帯が減少傾向にあるが、積極的な地域への関わりを通じ、全世帯の50%の同会への加入を目標とする	体育振興会からの報告書
	4 スポーツを通じて連携した大学、企業等の数(延べ)	10件 (H30)	20件	スポーツを軸として、様々な主体と連携し、新たなスポーツの価値の創出を方向性の一つとしているため	事業において大学・企業等他分野との連携を積極的に図ることを目指すことから現状から2倍の目標値としている	市個別各事業から確認
18 人権教育・啓発の推進	1 各種人権啓発事業参加者数	3,815人 (H30)	4,600人	あらゆる機会を通じて人権教育・啓発を行いより多くの市民に対し人権意識を高める取組を進めるため	人権意識の高まりを把握するため	各個別事業への参加者数の合計
	2 身近に感じる人権講座参加者数	319人 (H30)	360人	様々な人権問題をテーマにした講演会を通じて開催し、市民の人権意識を高める取組をすすめるため	人権意識の高まりを把握するため	講座参加者数の合計
19 男女共同参画の推進	1 各種審議会等における女性委員が占める割合	29.2%	40.0%	政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため	国の計画と同じ目標値を設定	宇治市男女共同参画計画 第5次UIIあさざりプラン
	2 男女共同参画支援センター利用者数	47,501人 (R1)	53,561人	男女共同参画のための市民活動や女性の社会参画支援を促進し、センターの有効活用を目指すため	コロナ禍で利用者が大幅に減少しているため、第5次総合計画第3期中期計画の目標値をそのまま設定。(H28現状値の10%増の数値)	第5次総合計画第3期中期計画の目標値
20 国際交流の推進と平和への貢献	1 平和啓発事業への参加者数	3,228人 (R1)	4,000人	啓発事業の実施により、理解の拡がりにつなげ、平和について考えるまちを目指す	啓発事業の参加者数であり、増加を目指す	小中学生平和訪問団＋平和☆ゆーまん夏フェスタ＋平和の絵応募点数＋平和祈念集会＋平和ロビーコンサート(20＋1800＋1800＋200＋180)
21 戦略的な産業振興	1 製造品出荷額(製造業)	68,440,000千円	71,200,000千円	他の業種に比べ域外からの資金獲得に大きく貢献している本市の製造業企業の売上(出荷額)が増えることに伴い、企業の利益(付加価値額)が上がり、雇用者の所得の増加や、商業、サービスなどの他産業への波及効果も見込める。また、工業統計は毎年公表されており、5年に1回実施される経済センサスより、より現状に即した数値と考える	地域未来投資促進法に基づく基本計画において見込む経済効果である売上4%増加を用いて、全体を包括するアウトカム指標としている	工業統計
	2 事業者支援数(訪問等による支援数)	86社	150社			
	3 うじらぼ利用者数	延べ450人 (2020.11.19～ 2021.3.31)	延べ1,800人			
	4 製造業の情報発信数	76回	80回			
22 持続可能な農林水産業の振興	1 認定新規就農者累計数	13経営体	20経営体	市域内において新たに農業経営を営もうとする青年等を把握するため	過去の実績を踏まえ、新規就農希望者を支援していくため	青年等就農計画認定者数 H29～R2で4経営体増 →R3～R7で7経営体増
	2 農地中間管理事業による農地集積(貸借面積)	15ha	22ha	市域内における農地中間管理事業による農地集積の貸借面積を把握するため	過去の実績を踏まえ、中間管理事業による農地集約を促進していくため	農地中間管理事業による農地集積貸借面積 H29～R2で5.2ha増 →R3～R7で7ha増
	3 奨励作物の作付支援面積	890a	1,240a	農家所得の向上につながる奨励作物(高収益作物)の作付状況を把握するため	宇治市水田収益力強化ビジョンによる	宇治市水田収益力強化ビジョン
	4 新たな施設設置支援件数	－	3件	農業経営の安定化や高収益化につながる施設設置の支援状況を把握するため	過去に支援実績がないため、目標値として設定	補助金による支援件数 H29～R2は制度無し →R4～R7で3件支援
	5 市内産農産物等のPRイベント出店数	5件	10件	市内農産物PR等の状況を把握するため	市内農産物等のPRを推進するため	やましろマルシェなど市内外のPRイベントでの出店数 R2は山城マルシェ5件 →R7は山城マルシェ5件、他イベント5件
	6 森林所有者等への支援件数	5件	10件	民有林を保全する必要があるため	森林の多面的機能を維持増進するため	
23 うるおいあふれる 緑化の推進と公園の整備	1 緑化ボランティアの延べ活動人数	1,080人 (R1)	1,196人	緑化ボランティアの充実による緑化の推進	コロナ前の傾向から設定(H29～R1平均＋38.5人)	実態把握
	2 植物公園入場者数	100,129人 (R1)	130,000人 (R8)	公園利用の拡大により、緑化の普及・促進を図る	指定管理者の提案書による	指定管理者の報告書
	3 運動公園の利用者数	414,511人 (R1)	490,000人 (R8)	公園利用の拡大により、スポーツ・レクリエーションの振興を図る	指定管理者の提案書による	指定管理者の報告書

分野名	指標名	現状値 2020 (R2)	目標値 2025 (R7)	成果指標の設定理由	目標値の設定理由	算定式・出典
24 誰もが移動しやすい 交通環境の充実	1 市内鉄道駅乗客数	2,798万人/年 (R1)	2,798万人/年	既存公共交通の利用促進のため	増加としていたがコロナ影響を踏まえ維持に変更	担当課調べ。各事業者報告による
	2 バリアフリー新法に基づくバリアフリー化済鉄道駅数	12駅	14駅	市構想に基づく取組	市内鉄道駅のバリアフリー化を完了する	担当課調べ
	1 地域特性に応じた土地利用の誘導(地区計画)	9地区	12地区	定住人口確保・産業(商業・工業・観光)の活性化に向けた具体的な取組	安全で機能性、快適性を備えた市街地の整備や土地の有効かつ合理的な利用のため誘導手法の確立	都市計画決定
25 誰もが暮らしやすい 都市づくり	2 市営住宅の長寿命化等の推進(社会資本総合整備計画進捗率)	40.0%	69.0%	長寿命化対策の進捗状況の把握	長寿命化を促進するため 例年実績及び財政状況	国へ提出している「社会資本総合整備計画」における進捗率
	1 市道の拡幅整備の実施	－	4箇所	市道拡幅整備の進捗状況の把握	過去の整備実績を踏まえ4路線の整備を進めることを目標に設定(H30～R3実績3路線)	過去の整備実績
	2 既存施設の長寿命化対策(橋梁)	10橋	15橋	長寿命化計画の進捗状況の把握	計画的な点検や修繕を行い適正な維持管理を行うため	宇治市橋梁長寿命化計画
26 地域の活性化につながる 道路の整備	3 私道整備の推進	－	12箇所	私道整備の進捗状況の把握	私道の安全性を促進するため 例年実績及び財政状況	例年実績により算出 3箇所/年
27 伝統ある宇治茶の継承・発展	1 高品質茶推進事業実施件数	77件	77件	伝統的な茶製法の継承、高品質茶の生産にかかる取組数の把握	各メニューの取組数の増減を把握し、効率よく支援を行うため	事業終了報告(高品質茶推進事業)
	2 茶品評会出品点数	63点	83点	全国茶品評会に出品し、ブランド力強化	出品を奨励し、ブランド力強化を図るため	宇治市茶生産組合からの報告 R2は63点→R7は83点(20点増)
	3 茶品評会入賞率	54.0%	60.0%	全国茶品評会に出品し、ブランド力強化	より高い入賞率を目指し、ブランド力強化を図るため	宇治市茶生産組合からの報告 R2は54%→R7は60%(6%増)
28 文化芸術が香る まちづくりの推進	1 暮らしを豊かにするうえで文化芸術を必要と思う市民の割合	79.9% (R3)	82.0%	文化芸術への理解や関心をもってもらうための包括的な指標である	文化芸術を必要と思う市民を増やすことで、鑑賞や活動につながるため	年間0.5%増×4年
	2 文化センター利用者数	137,194人 (H30)	140,000人	文化芸術活動の拠点となる施設であり鑑賞や活動を把握するため	指定管理者からの提案を受けた値から令和7年度の目標値を算定している	年間約700人増加×4年
	3 源氏物語ミュージアム講座等参加者数	2,066人 (R1)	2,200人	調査、研究の成果を、年間を通して、市民に発信できているか、指針として有効と考えるため	コロナの影響をうける直前の令和元年度の実数および中止となった講座の募集人数を加算して算出	宇治市教育委員会の所管する事務の管理及び状況の点検及び評価の報告書
29 歴史・文化や景観を守り育てる まちづくりの推進	1 重要文化的景観に係る家屋の修理修景事業の実施件数(累計)	24件	32件	所有者が適切に文化的景観の保存を行っていることを把握するため	所有者に対し継続的に文化的景観を守り、継承することへの支援を図っていることを示すため	担当課調べ。修理事業開始のH24からの累計
	2 景観形成助成の件数(累計)	32件	41件	景観形成助成を行うことで、特に景観に配慮したグレードの高い建築工事の実施を推進し、景観の向上を図るため	特に景観に配慮した建築工事への支援を実施することで、景観保全や景観の向上への取組を示すため	担当課調べ。助成制度開始のH22からの実績の累計から、年間平均助成件数を算出
	3 地域の景観形成に取り組む上で重要な建造物(景観重要建造物)の件数	2件	4件	地域の景観形成に取り組むうえで重要な建築物等(景観重要建造物)を指定することで、保全を図るとともに景観形成への意識の向上を図るため	景観上重要な建造物の指定を推進することで、歴史的まちなみ保全や市民意識向上への取組を示すため	担当課調べ。事前協議や審議会への諮問など指定に要する期間を考慮して算出
	4 市内の指定(登録)文化財の件数	224件	236件	文化財を指定(登録)することにより、その保存・活用を図るため	継続的に文化財指定(登録)につなげる取組を進めていることを示すため	担当課調べ。国・府・市の指定(登録)文化財の累計
	5 有形文化財(建造物・美術工芸品)としての価値を失ったものの件数	0件	0件	火災等による文化財の滅失等のないことを把握するため	継続的に文化財の保存が図られていることを示すため	担当課調べ。滅失等により文化財指定(登録)の解除に至る件数
	6 市民への情報発信及び啓発活動に係る事業の実施件数	7件 (R1)	10件	情報発信及び啓発活動を行うことにより、市民の文化財に対する意識の高揚を図るため	本市等が継続的に市民への情報発信及び啓発活動に係る事業(講師派遣を含む。)を行っていることを示すため	担当課調べ。本市その他の団体が主催する文化財にかか る事業(当課からの講師派遣を含む。)の件数
30 魅力ある地域資源を活かした 観光振興	1 観光客の満足度(飲食・お土産・標識・交通など)	55.0～93.0% (H28)	全11項目が 85.0%以上	人口減少社会において入込客数を目標とするのではなく観光客の満足度や経済効果に重点を置くことにより観光によってもたらされる地域経済の活性化等を指標とする考えのため	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、観光は大きな影響を受けており、今後の回復を見据えて後期アクションプラン策定時の目標値を設定している	観光振興計画策定における動向調査
	2 再来訪意向の割合	56.0% (H28)	70.0%	同上(満足度向上が再来訪に繋がる)	同上	観光振興計画策定における動向調査
	3 観光消費額	4,046円/人 (H28)	4,500円/人以上	同上	平成28年度調査時の観光消費額からインバウンド効果による上昇率と新型コロナウイルス感染症の影響による下降率を掛け、現状の推定値以上を、今後の回復を見据えて目標値に設定している	観光振興計画策定における動向調査

まちづくりの方向5

伝統と歴史が輝くまち

まちづくりの方向5

伝統と歴史が輝くまち

8 用語解説

数字・アルファベット	DX	Digital Transformationの略称であり、進化したITを普及させることで人々の生活をより良いものにしていく変革のことです。
	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術)の略で、日本では同義としてIT (Information Technology: 情報技術) が普及していますが、総務省の「IT政策大綱」が2004年(平成16年)から「ICT政策大綱」に名称変更するなど、ICTが定着しつつあります。
	IoT	Internet of Thingsの略で、「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」のことです。
	LGBTQ	LGBTQとは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分らない、または決めない人)などの性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。
	NPO	Non-profit Organization(非営利組織)の略で、様々な課題に対して、行政・企業とは別に、市民が主体的・自発的に社会的活動に取り組む非営利の民間組織です。1998年(平成10年)に、NPOに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法(NPO法)」が成立しました。
	POSTコロナ	新型コロナウイルス感染症が終息した後の社会情勢、世界、社会全体のことです。
	SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193ヵ国が2016年～2030年の15年間で達成すべき目標のことです。
	SNS	Social Networking Serviceの略で、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのことです。コミュニティ型の会員制サービスを提供するウェブサイト等があり、人と人とのつながりを促進・サポートすることによって、友人・知人のコミュニケーションを円滑にしたり、新たな人間関係を構築する場を提供するものです。
	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のことです。
	WITHコロナ	感染対策を適切に行いながら社会経済活動を進め、新型コロナウイルス感染症と共存・共生することです。
	6次産業化	農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組です。これにより農山漁村の所得の向上や雇用の確保を目指しています。

あ 行	アウトリーチ型	アウトリーチとは積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけることです。対象者を発見・つながるためのアウトリーチの他、アセスメントのためのアウトリーチ、支援のためのアウトリーチ、地域づくりのためのアウトリーチなどがあります。
	インクルーシブな教育	学校教育を中心とする公教育のあり方そのものの変革と、差別のないインクルーシブな社会(社会的包摂)を実現することを最終目標に、障害のある子どもに限らず、現在、公教育から排除されているすべての子どもを受け入れることを指します。
	宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議(ecoット宇治)	宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議(愛称:ecoット宇治)とは、宇治市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民・事業者・市が互いに協働し、地球温暖化防止に向けた具体的取組を推進することを目的として設立された任意団体です。2009年の設立以来、宇治市の地球温暖化防止活動を推進するため、約30名の個人会員と事業所を含む団体会員で日々活動を行っています。
	うじらぼ	宇治市産業会館1階の産業交流施設です。宇治市と宇治商工会議所が一体となった「宇治NEXT」が運営しています。挑戦する人・応援する人、様々な人が交流を通して、失敗しながらも挑戦し、産業の新しい価値を生み出す研究所のような場所でありたいという想いから、「宇治で挑戦し続ける人達の研究所(ラボ)」＝「うじらぼ」としました。
	雨水貯留施設	急激に降った雨を一時的に学校や公園、道路下などに貯留し、下流域への流出を抑制するための施設です。
	衛星都市	大都市の周辺にあって、都市として独自の機能を持ちながら、大都市の機能の一部を分担する中小都市のことです。

あ 行	黄檗公園	宇治川を境として宇治市東部地域のスポーツ・レクリエーションの拠点施設です。東部は黄檗山手線、西部は黄檗山万福寺に接しており、桂、榎、桜、楓などの木立、櫟並木など緑いっぱいの散策ゾーンとして親しまれています。
	お茶の京都DMO	お茶の京都地域(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村を指す)の連携とネットワークの強化を図り、観光を入り口とした持続可能な地域づくりの推進による関係人口の創出・拡大や、移住・定住促進及び地域商社として地域資源のブランド化を図り、お茶の京都地域全体の振興を図ることを目的とした組織です。

か 行	河川種苗放流事業	アユやウナギなどの漁業権魚種について、漁協の行う増殖事業の一環として種苗の放流を行うことです。京都府では毎年行われています。
	合併処理浄化槽	トイレの汚水(し尿)と、風呂や台所の汚水(生活雑排水)も処理する、各家庭に取り付ける汚水処理装置のことで、生活排水を浄化して近隣の河川などに放流します。トイレの汚水だけを処理するものは単独処理浄化槽といい、生活雑排水を未処理のまま流すことになるため、2001年(平成13年)の「浄化槽法」改正により新しい設置は禁止されています。
	軽スポーツ	軽スポーツはサッカーや野球などの一般的なスポーツと比べて、体への負担も少なく、ルールも簡単で、老若男女問わず誰でも楽しめるスポーツです。
	健康づくり・食育アライアンス	宇治市内では健康づくりや食育活動に多くの団体が取り組んでいます。団体の皆さんは自分たちの活動に対して熱い思いを抱きながら日々活動しています。その様な団体同士がつながり、新たなアイデアのもと子どもや大人へむけて、それぞれの取り組みをより充実したものにしていこうという新しいネットワークが「宇治市健康づくり・食育アライアンス」です。
	源氏物語ミュージアム	復元模型や映像、体験型展示などを通じて『源氏物語』や平安時代の貴族文化などに親しめる博物館です。
	公共下水道計画区域	計画区域は、公共下水道により下水を排除することができる地域(排水区域)のうち、下水道を整備する対象区域であり、排除された汚水の処理を行う区域(処理区域)と雨水による浸水の防除を図る区域があります。
	公共用水域	川、湖、海など下水道を除く公共利用のための水域や水路のことで、水質汚濁防止法によって定められています。
	後期高齢者医療制度	高齢社会の進展に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象として2008年(平成20年)4月に施行された制度です。75歳以上になると、現在加入している国民健康保険やその他健康保険から独立した同制度に加入し、納付方法は原則特別徴収(年金からの支払い)となります。

さ 行	産業支援拠点宇治NEXT	企業の皆様の様々なご相談にお応えする産業支援拠点として、宇治市と宇治商工会議所にて宇治市産業会館に令和元年6月に開設しました。経営方法や販路開拓に関すること、公的な支援制度に関する事など、まずは宇治市産業振興課もしくは宇治商工会議所にご相談ください。
	重要文化的景観	2004年(平成16年)の文化財保護法で新たに設けられた文化財の種類のことで、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を文化的景観といいます。この中で特に重要なものが重要文化的景観として選定されています。
	制度的無年金者	1959年(昭和34年)の国民年金制度発足時、加入の基本的要件に国籍要件があったことにより制度的に無年金となった者のことで、1982年(昭和57年)に国籍要件は撤廃されましたが、年金制度では遡っての加入を認めていないため、すでに高齢の外国人は年金の支給要件を満たすことができず、年金が受給できません。また、国籍要件撤廃時にすでに障害のあった20歳以上の外国人についても無拠出の障害福祉年金(障害基礎年金に改正移行)の適用から除外されたため年金が受給できません。他にも、任意加入対象者であった期間に国民年金に任意加入していなかったため障害基礎年金を受給できない学生や主婦などの無年金障害者もいます。

さ 行	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。
	壮年期	人の一生は、子供から大人へといった身体的な状況の変化や、就学・就職・婚姻・出産・育児・退職・介護等の社会的な環境の変化によって、いくつかの段階に分けられています。この段階をライフステージと呼び、健康日本21では年齢層に応じて幼年期(0～4歳)、少年期(5～14歳)、青年期(15歳～24歳)、壮年期(25歳～44歳)、中年期(45歳～64歳)、高年期(65歳以上)と6つのグループに分けています。

た 行	体育振興会	宇治市体育振興会は、昭和28年に、全国に類のない地域の市民生活に根ざしたスポーツボランティア組織として発足し、半世紀以上にわたり、スポーツを通じ地域住民の健康増進、体力の向上はもとより、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしており、市民スポーツの普及・振興の大きな原動力となっています。宇治市体育振興会は各行政区の体育振興会連合会で構成され、その活動の基礎となるのは、元学区(旧の小学校区)ごとに組織されている221の「学区体育振興会」であり、全ての地域住民が「学区体育振興会」の構成員となる資格を有しています。
	ダウンサイジング	適正な施設能力に対して施設能力の余剰が大きいと判断される場合に、遊休施設や設備などを統廃合または、廃止することで施設規模を縮小することです。維持管理費・更新費用の低減効果や維持管理の効率化が見込まれます。
	地域子育て支援拠点	地域子育て支援拠点は、国の地域子育て支援拠点事業に沿って、公共施設、保育所、児童館など地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する拠点です。
	地域密着型サービス	「介護保険法」の改正に伴い2006(平成18)年度から実施されている介護サービスの体系で、要介護者が住み慣れた地域で生活できるよう、市町村の裁量によって、日常生活圏域ごとにその地域特性に合わせたサービスが提供されます。宇治市でも小規模多機能型居宅介護や認知症対応型通所介護(認知症デイ)などを実施しています。
	地方創生	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことです。
	茶香服大会	茶香服(ちゃかぶさ)とは鎌倉時代末期ごろから行われた、茶の種類や産地の違いを飲み分ける遊びです。青製煎茶製法を生み出した永谷宗円の生家があり、「日本緑茶発祥の地」といわれている宇治田原町を舞台に、国内の茶どころも集まって茶香服大会を開催しています。
	テーマ型市民組織	社会的な課題を解決するため、営利を目的とせず、不特定多数の利益を増進することを目的に、テーマを主につながらに組織的・継続的に活動する市民活動団を指します。
	特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して行う、生活習慣を見直すサポート、指導です。リスクの程度に応じて、医師、保健師、管理栄養士が、対象者の生活習慣を見直しながら、減量や運動などの個別の行動目標と行動計画を策定し、保健指導を行います。

な 行	「ながら」防犯パトロール	「ながら見守り」とも言われ、登下校の時間帯にウォーキングをしながら、買い物をしながら、犬の散歩をしながらなど日常生活の中で子供たちの見守りを行う活動です。
	日本茶800年の歴史散歩	お茶が中国から日本に伝えられて以降、京都・南山城は、お茶の生産技術を向上させ、茶の湯に使用される「抹茶」、今日広く飲まれている「煎茶」、高級茶として世界的に広く知られる「玉露」を生み出しました。この地域は、約800年間にわたり最高級の多種多様なお茶を作り続け、日本の特徴的文化である茶道など、我が国の喫茶文化の展開を生産、製茶面からリードし、発展をとげてきた歴史と、その発展段階毎の景観を残しつつ今に伝える独特で美しい茶畑、茶問屋、茶まつりなどの代表例が優良な状態で揃って残っている唯一の場所です。
	認定新規就農者	新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた方のことです。

は 行	排水機場	大雨が降った影響等で、堤内地(堤防によって洪水から守られている区域)の土地が浸水するのを防止するため、ポンプによって雨水を川や海に強制的に排水するための施設です。
	バイスタンダー	救急現場に居合わせた人のことを指します。救急車が到着するまでの間、バイスタンダーが心肺蘇生法等の応急手当をすることにより、命を助けることに繋がります。
	ビッグデータ	一般にインターネットの普及とITの進化によって生まれた、事業に役立つ知見を導くためのデータのことで、「データの多量性」だけでなく、「多様性」があるデータのことです。
	病児保育事業	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業のことを指します。
	普通救命講習	応急手当普及講習の一つで、消防庁通知の「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、消防本部が実施している講習会です。心肺蘇生法や大出血時の止血法、AEDの取扱い等の救命処置を学んだ受講修了者には「救命講習修了証」が交付されます。
	ファミリー・サポート・センター	各市町村に設置され、子育て中の親等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けた人(依頼会員)と援助する人(援助会員)との相互扶助の活動を支援する組織で、親が仕事や用事がある場合などに、報酬を受け臨時的に子どもを預かります。
	(福)宇治市社会福祉協議会	市民ぐるみで民間の社会福祉について協議し、宇治市の福祉を推進している組織です。また、市民のみならず、宇治市やその他の福祉関係団体との連携を保ちながら、地域における社会福祉法人との連携・調整役としての役割に従事し、宇治市の福祉を民間の立場で効果的に運営しています。
	不登校児童生徒自立支援教室	不登校の小・中学生を対象に、学校復帰を支援し、もって社会的自立に資するため、教育委員会が運営している教室で、教員や臨床心理士等が関わりながら指導を行っており、本市では青少年指導センターに設置しています。
	プッシュ型の情報発信	インターネットなどのネットワーク上における情報配信の仕組みの一つで、発信者が能動的に、ニュースや為替情報、電子メールで配信されるメールマガジンなどのコンテンツを送る方式をさします。受信者側からリクエストしなくても、サーバーから自動的に発信され更新も自動的に行われる点が、情報を一方的に「押し出す」ように見えることから「プッシュ型」とよばれます。
	ふれあい収集	要介護者や障害者など、収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対して、玄関先での戸別ごみ収集や希望者への声かけ(安否確認)を行う、本市のごみ収集福祉サービスです。
	フレイル対策	人は年を取ると段々と体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気になるいまでも手助けや介護が必要となってきます。このように心と体の働きが弱くなってきた状態をフレイル(虚弱)と呼びます。

や 行	要約筆記	聴覚障害者に対する情報保障の方法の一つに、「要約筆記」があります。話の内容をその場で文字にして伝えるのですが、「話すスピード」は「書く(入力)スピード」より数倍も速くて全部は文字化できないため、話の内容を要約して筆記するので「要約筆記」といいます。
	ヤングケアラー	法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どもとされています。
	友好都市	宇治市は、ヌワラエリヤ市、咸陽市、カムループス市の3市と友好都市の盟約を結んでいます。国際化が進展するなか、市民の手による交流を展開し、交友と相互理解に努めています。

ら 行	隣保館	「社会福祉法」に定める隣保事業を行う施設で、本市では、同和問題の解決に向け、住民の生活改善や自立を促進するための活動に取り組んできましたが、現在は福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として幅広い活用を目指しています。
--------	-----	---

その他

まち 市全体を意識した言葉として使用



地域 小字や市民各々の日常生活の活動範囲を意識した言葉として使用

